# 「吉野川流域住民の意見を聴く会」グラウンド・ルール

平成18年6月28日

国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所

## 目 次

1	•	はじめに	1
2		「住民の意見を聴く会」の概要	1
	2	. 1 河川整備計画策定における意見の聴取	1
	2	. 2 「住民の意見を聴く会」の開催概要	2
		(1) 目的	2
		(2) 主催者	2
		(3) 開催場所	2
		(4) 開催回数	3
		( 5 ) ファシリテータによる進行	3
		(6) 公開	3
3		「住民の意見を聴く会」の参加について	3
	3	. 1 参加の方法	3
	3	. 2 開催の周知	4
	3	. 3 個人情報の保護	4
	3	. 4 出席できない場合の意見の表明について	4
4	•	関係者の責務等について	4
	4	. 1 参加者	4
		( 1 ) グラウンド・ルールの遵守	4
		(2)意見の表明	4
		(3)他者の意見の尊重	4
		(4)進行秩序の確保	4
		( 5 )個人情報の保護	5
	4	. 2 ファシリテータ	5
		( 1 ) 責任の範囲	5
		(2)責務	5
		(3)権限	6
		. 3 国土交通省	6
		( 1 ) 責任の範囲	6
		(2)責務	6
5		意見のとりまとめ、及び、反映について	7
		. 1 意見のとりまとめについて	7
		(1)意見のとりまとめの対象	7
		(2)意見のとりまとめ	7
	5	. 2 意見の反映について	7

#### 1. はじめに

国土交通省では、吉野川について、いろいろなお考えをお持ちの皆様から意見をお聴きし、その意見を反映し、吉野川水系河川整備計画を策定することを目的に、「吉野川学識者会議」「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」「吉野川流域住民の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」を開催することとしました。

本資料は、このうち流域住民の皆さんから意見をお聴きする「吉野川流域住民の意見を聴く会」(以下**「住民の意見を聴く会」**という)の開催・運営に関するグラウンド・ルールについて示したものです。

#### 2.「住民の意見を聴く会」の概要

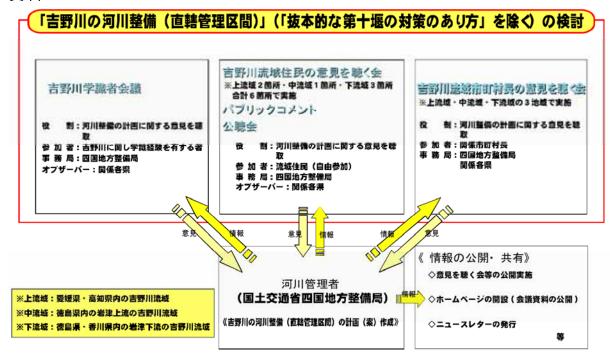
#### 2.1 河川整備計画策定における意見の聴取

- ・吉野川流域は四国4県にまたがり地域性が異なり、幹川延長が長く、流域面積が広いことから、「吉野川水系河川整備計画」の策定にあたっては、流域の各地域でより多くの住民の方々や、さまざまな専門分野の学識経験者や、流域の市町村長から、丁寧に、幅広く、公平に意見をお聴きすることが求められております。
- ・このため、国土交通省では、「吉野川学識者会議」「吉野川流域市町村長の 意見を聴く会」「住民の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」 を開催し、さまざまな関係者の皆さんから意見をいただくこととしました。
- ・このうち、流域住民の方々は「住民の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」の場で、意見表明することができます。

#### 表 1 吉野川河川整備計画策定における意見聴取の場

意見聴取の場	概要
吉野川学識者会議	さまざまな専門分野の学識経験者から意見をお聴き
	します。
吉野川流域市町村長	流域を3つ(上流域、中流域、下流域)に分けて、
の意見を聴く会	幅広く意見をお聴きします。
住民の意見を聴く会	流域を6つ(上流域、中流域、下流域)に分けて、
	幅広く意見をお聴きします。
パブリックコメント	より多くの流域住民の方々から意見をいただくた
	め、ホームページ、FAX、郵送により意見をお聴きし
	ます。
公聴会	流域住民の方々から河川整備計画に係る様々な意見
	や要望を発表していただく、公聴会を開催します。

#### 資料 - 1



#### 2.2 「住民の意見を聴く会」の開催概要

#### (1)目的

・「住民の意見を聴く会」は、国土交通省四国地方整備局が「吉野川水系河川整備計画」を策定するにあたって、流域住民の意見を適切に反映させることを目的に開催します。

#### (2) 主催者

・国土交通省四国地方整備局

#### (3)開催場所

- ・吉野川は幹川延長が長く、その流域は四国4県にまたがっています。
- ・吉野川流域に住む多くの流域住民の皆さんが、幅広くご参加いただけるように、「住民の意見を聴く会」は、流域を3つに分けて6会場で開催します。

#### 表 2 「住民の意見を聴く会」の開催場所

開催場所の区分	会場数	備考
上流域・愛媛県会場	1 会場	
上流域・高知県会場	1 会場	
中流域・徳島県会場	1 会場	
下流域・徳島県会場	3 会場	
計	6 会場	

#### 資料 - 2

### 「吉野川流域住民の意見を聴く会」の流域区分



#### (4)開催回数

- ・「住民の意見を聴く会」は、平成18年度に各会場において3回程度 予定しています。
- ・ ただし、必要と判断される場合、開催回数を追加します。

#### (5)ファシリテータによる進行

- ・「住民の意見を聴く会」は、中立・独立な立場のファシリテータによ る進行とします。
- ・ファシリテータの中立性・独立性の確保のため、国土交通省とファシリテータ間で協定書をとりかわします。

#### (6)公開

- ・「住民の意見を聴く会」は、公開で実施します。
- ・「住民の意見を聴く会」の会議資料については、公開します。
- ・「住民の意見を聴く会」の会議記録は、個人情報を除き公開します。

#### 3.「住民の意見を聴く会」の参加について

#### 3.1 参加の方法

- ・参加者は、吉野川流域の市町村に在住の方とします。
- ・会場の都合により、参加者多数の場合は先着順とさせていただきます。
- ・参加にあたって事前申込みは、必要ありません。

・また、参加希望者は、どの会場で参加いただいても結構です。

#### 3.2 開催の周知

- ・「住民の意見を聴く会」の開催については、事前に、新聞・ホームページ 等で周知します。
- ・事前周知には、議事次第(案)を含みます。

#### 3.3 個人情報の保護

・個人情報保護の観点から、「住民の意見を聴く会」の運営・進行等で主催者・ファシリテータが得た個人情報は、秘匿します。

#### 3.4 出席できない場合の意見の表明について

- ・「住民の意見を聴く会」に出席できない場合は、「パブリックコメント」 により、意見の表明を行うことができます。また、「公聴会」に意見の発 表を申し込むことができます。
- ・「住民の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」のどちらの意見 についても、同等の取り扱いをします。

#### 4. 関係者の責務等について

#### 4.1 参加者

- (1) グラウンド・ルールの遵守
  - ・参加者は、本グラウンド・ルールを遵守することを責務とします。

#### (2)意見の表明

- ・参加者は、できる限り吉野川水系河川整備計画に関する意見を表明する ことができます。
- ・匿名で意見を表明したい場合、別途ファシリテータを経由して意見表明 ができるものとします。

このとき、意見表明者は、ファシリテータに氏名・住所(市町村まで) を示すものとします。

ファシリテータは、意見表明者の個人情報を、国土交通省を含めて秘匿するものとします。

#### (3)他者の意見の尊重

・参加者は、他の参加者の意見表明を尊重し、他の参加者の意見表明を妨 げてはなりません。

#### (4)進行秩序の確保

・参加者は、「住民の意見を聴く会」が秩序ある進行ができるよう協力し、 会議の妨げとなるような行為は、慎まなければなりません。

#### (5)個人情報の保護

・参加者は、個人情報保護の観点から、参加者が得た個人情報は、秘匿し なければなりません。

#### 4.2 ファシリテータ

#### (1)責任の範囲

・ファシリテータは、「住民の意見を聴く会」の各回の進行方針を決定し、 その進行についての責任を持つものとします。

#### (2) 責務

#### a.グラウンド・ルールの遵守

・ファシリテータは、本グラウンド・ルールを遵守することを責務とします。

#### b.役割

- ・ファシリテータは、「住民の意見を聴く会」を、円滑に進行・促進す る役割を果たします。
- ・ただし、個別意見の正確性、技術的妥当性について評価する役割、権 限は持ちません。

#### c . 中立性、独立性の確保

・ファシリテータは、「住民の意見を聴く会」の進行・促進において、 各関係者・国土交通省から、中立、独立した機関として関与すること とします。

#### d . 不偏性の確保

- ・ファシリテータは、会議のグラウンド・ルールにしたがい、会議への 参加者である、住民、招集者、専門家等に、公平に対応することを規 範とします。
- ・ただし、意見を有する者の数ではなく内容の多様性に着目し、さまざまな意見を自由に発表できるような場づくりを、「(1)責任の範囲内」で行います。

#### e . 特定の意見誘導の禁止

・ファシリテータは、ファシリテータ自身もしくは特定の者の利益増進 を目的に表明される意見の内容を誘導してはなりません。

#### f . 個人情報保護

・ファシリテータは、個人情報保護の観点から、ファシリテータが得た

個人情報は、秘匿します。

#### (3)権限

#### a. グラウンド・ルールの遵守

・ファシリテータは、会議の招集者や参加者にグラウンド・ルールを遵守することを確認し、守られていないと判断する時にはそのことを指摘し、その遵守を求めることができます。

#### b . 自己決定

- ・ファシリテータは招集者およびその他関係者との協議のもとで、進行 を担う会議の進め方について決定します。
- ・その際に招集者や他の関係者等に偏らずに独自に決定することを規 範とします。

#### c. 匿名による意見表明機会の提供

・ファシリテータは、身分を明かさずに意見表明を希望する参加者に対して、意見を提出する機会を保証する方策を提案、もしくは提供できるものとします。

#### d.情報の取得

・ファシリテータが進行上重要な情報を会議に先立って入手できるも のとします。

#### 4.3 国土交通省

#### (1)責任の範囲

- ・国土交通省は、「住民の意見を聴く会」の開催方針及び運営方針を決定 し、開催及び運営の責任を持つものとします。
- ・国土交通省は、「住民の意見を聴く会」の意見をとりまとめ、吉野川水 系河川整備計画策定にできる限り反映する責任を持ちます。
- ・国土交通省は、ファシリテータを選定する責任を持ちます。

#### (2) 責務

#### a.グラウンド・ルールの公表

・国土交通省は、「住民の意見を聴く会」の開催にあたり、本グラウンド・ルールをあらかじめ公表し、本グラウンド・ルールの変更も含め 参加者に認められるための措置をとります。

#### b. グラウンド・ルールの遵守

・国土交通省は、本グラウンド・ルールを遵守します。

#### c.関係者の責務等の保証

- ・国土交通省は、「4.1 参加者」が実現できるための、必要な措置 をとります。
- ・国土交通省は、「4.2 ファシリテータ」が実現できるための、必要な措置をとります。

#### d.参加者の責務等の確保

・国土交通省は、個人情報保護の観点から、国土交通省が得た個人情報 は、秘匿します。

#### 5.意見のとりまとめ、及び、反映について

5.1 意見のとりまとめについて

#### (1)意見のとりまとめの対象

・「住民の意見を聴く会」における意見のとりまとめの対象は、「住民の 意見を聴く会」開催当日の発言意見、意見記入用紙での意見、及び、フ ァシリテータを経由しての匿名による意見表明、とします。

#### (2)意見のとりまとめ

- ・「住民の意見を聴く会」当日の発言意見は、速記録を作成し、整理して 公開します。このとき、発言者の個人情報は非公開とします。
- ・「住民の意見を聴く会」当日の意見記入用紙での意見は、整理して公開 します。このとき、意見記入用紙に記載の個人情報は非公開とします。
- ・ファシリテータを経由しての匿名による意見表明は、整理して公開しま す。ファシリテータが知り得た個人情報は、国土交通省を含め秘匿しま す。

#### 5.2 意見の反映について

- ・「住民の意見を聴く会」の意見は、「吉野川学識者会議」「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」、及び、その他の方法により表明された意見とともに、国土交通省が、意見の内容を尊重し、できる限り河川整備計画に反映します。
- ・河川整備計画に反映しない意見については、同様の意見をとりまとめた上で、検討内容とともに反映しない理由について回答を行います。
- ・上記の回答についての説明を、可能な限り「住民の意見を聴く会」で行う ものとします。